

# 定期積金 スタート

平成30年4月2日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期積金スタート（スーパー積金）</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫と新たにお取引を開始していただいたご世帯の個人および法人（個人において、同一世帯の家族のいずれかで取引がある場合もしくは僚店で取引がある場合は対象外とします。また、法人において、僚店で取引がある場合は対象外とします。また法人は、個人の世帯取引とは別個の扱いとし、代表者等の預金があった場合でも作成は可能となります。）</li> <li>定期性預金未取引のご世帯の個人の方および法人（個人において、同一世帯の家族のいずれかで定期性預金取引（定期預金・定期積金）がある場合、もしくは僚店で定期性預金取引がある場合は対象外とします。また、法人において、僚店で定期性預金取引がある場合は対象外とします。また法人は、個人の世帯取引とは別個の扱いとし、代表者等の定期性預金取引があった場合でも作成は可能となります。）</li> </ul> <p>※法人の場合、定期積金作成時に普通預金をセットで作成していただきます。</p>
3. 募集期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）</li> </ul>
4. 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年、3年、4年、5年</li> </ul>
5. 掛込 (1) 掛込方法 (2) 掛込金額 (3) 掛込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月1回の掛込が基本で、期間に応じた掛金の掛込ができます。</li> <li>10,000円以上</li> <li>1,000円単位</li> </ul>
6. 払出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に、給付契約金を一括支払いします。</li> </ul>
7. 利息（給付補填金） (1) 適用金利  (2) 給付補填金の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約日の店頭表示の利率に以下の上乗せ金利を加算して満期日まで固定金利にて適用いたします。 当金庫と新たにお取引を開始していただいたご世帯の個人および法人 店頭表示金利+0.20% 定期性預金未取引のご世帯の個人の方および法人 店頭表示金利+0.10% (店頭表示利率および適用金利は窓口および得意先担当者にお尋ねください。)</li> <li>満期日以後の利息は、払出日における「普通預金利率」によって計算します。</li> <li>利息（給付補填金）は、満期日以降に一括して支払いします。</li> </ul>

<p>(3) 付利単位・ 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付補填金は、付利単位を100円として契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて算出します。</li> </ul>
<p>8. 税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の方：分離課税（国税15%、地方税5%） マル優のお取扱いはできません。</li> <li>・ 法人の方：総合課税 但し、分離課税は2013年から以下の通り変更となります。 2013年1月1日～2037年12月31日まで 国税15.315%、地方税5%</li> </ul>
<p>9. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通預金等からの自動振替による払込が可能です。</li> </ul>
<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、別途所定の利率により計算した利息を、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。</li> </ul>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口または得意先担当者にご照会ください</li> </ul>
<p>12. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>&lt;苦情処理措置&gt; 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営監査部（9時～17時、電話：03-3617-0548）にお申し出ください。</p> <p>&lt;紛争解決措置&gt; 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営監査部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>13. その他参考になる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか約定年利回り（日割計算）の割合による遅延利息を徴求します。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> <li>・ 当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> </ul>